

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年10月15日
【四半期会計期間】	第69期第3四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町元 孝二
【本店の所在の場所】	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
【電話番号】	06(7777)2073(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 企画管理部長 丹司 恭一
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
【電話番号】	06(7777)2073(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 企画管理部長 丹司 恭一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第3四半期 連結累計期間	第69期 第3四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自2017年 12月1日 至2018年 8月31日	自2018年 12月1日 至2019年 8月31日	自2017年 12月1日 至2018年 11月30日
売上高 (千円)	2,242,293	1,840,670	2,874,085
経常損失 () (千円)	106,593	163,491	182,975
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	298,338	204,775	375,320
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	295,726	210,149	371,771
純資産額 (千円)	701,296	654,278	730,565
総資産額 (千円)	1,974,621	1,764,855	1,952,853
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	206.34	124.07	257.12
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.4	37.1	37.3

回次	第68期 第3四半期 連結会計期間	第69期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2018年 6月1日 至2018年 8月31日	自2019年 6月1日 至2019年 8月31日
1株当たり四半期純損失 () (円)	46.56	64.38

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり四半期(当期)純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数を控除しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、2018年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは第65期より営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、このような状況を早期に解消すべく「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(5)継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載の対応策を実施することにより、収益力の改善を図ってまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社連結子会社)が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

a 財政状態

当第3四半期連結会計期間末の資産総額は1,764百万円となり、前連結会計年度末に比べ187百万円の減少となりました。その主な要因は、現金及び預金が94百万円減少したこと及び商品及び製品が61百万円減少したことによるものであります。

負債につきましては1,110百万円となり、前連結会計年度末に比べて111百万円の減少となりました。その主な要因は、長期借入金(1年内返済予定分を含む)が103百万円減少したこと及び株式給付引当金が30百万円減少したことによるものであります。

純資産につきましては654百万円となり、前連結会計年度末に比べて76百万円の減少となりました。その主な要因は、利益剰余金が204百万円減少した一方、資本金及び資本剰余金がそれぞれ48百万円増加したこと及び自己株式が39百万円減少したことによるものであります。

b 経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用情勢等は引き続き堅調であるものの、米中間の通商対立による追加関税の範囲拡大や中東情勢の緊迫化等の経済へのマイナス要因により、各種景気指標が悪化傾向にあるなど、景気の不透明感が増してきております。

当社グループに関係の深い住宅関連業界は、住宅建設の状況に弱含みの傾向がみられ、また、先行きについても弱含みで推移していくと見込まれる中、東京オリンピックや大阪・関西万博、訪日外国人の増加等をきっかけにどれだけ需要を伸ばせるかがポイントとなっております。

このような経済環境の中、当社グループは、販売面において、新たなチャネル展開による収益の拡大・高収益商材の販売、狭小ユニットバス「PICCOLA SANITARY UNIT」等の新商品の販売拡大、温浴施設水質改善事業の成果の刈り取り、新電力事業への参入、海外事業の拡大等の施策を進める一方、調達・生産面では、グローバル調達の再編成による商品の安定した調達体制の構築と材料費のコスト削減、国内の主力組立工場である香川事業所の生産性向上、ベトナムにおける人工大理石工場の生産拡大による工場収益力と品質向上等の施策を進めて参りました。

その結果、販売面においては、海外子会社の売上高は大きく増加しているものの、前連結会計年度の下期より採算性の低い商品の販売を縮小・撤退した影響及び新商品・新規事業の販売拡大にはまだ至っていないことから、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同四半期と比して大きく減少いたしました。利益面においては、経費節減に努めたものの、上記の売上高の減少による売上総利益の減少の影響が大きく、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失が前年同四半期と比して拡大いたしました。一方、親会社株主に帰属する四半期純損失については、前年同四半期に固定資産の減損損失を計上している影響で、前年同四半期と比して縮小いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,840百万円(前年同四半期比17.9%減少)、営業損失138百万円(前年同四半期は95百万円の営業損失)、経常損失は163百万円(前年同四半期は106百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は204百万円(前年同四半期は298百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記2.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様にご判断いただくためには、株主の皆様に必要な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給してまいりました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球・環境にやさしいエコ、省エネ、節水商品、人にやさしい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達強化を積極的に進めております。さらに、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台及び節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい(Save water / Save energy)」商品作りを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

具体的な戦略及び施策としては、以下の2点となります。

売上の拡充

当社は「オリジナル住宅設備機器の拡販」、「家電量販店向け住宅設備機器の拡販」、「国際事業の拡大」を重点戦略として、販売拡大を図ってまいります。

オリジナル住宅設備機器の拡販につきましては、国内事業において長年培ってまいりましたトイレ・洗面化粧台・温水洗浄便座の製造技術と他社には無い小回りを効かした「もの作り」による商品提案力の強化、また2015年10月に立ち上げましたベトナム工場の稼働力を活用したオリジナル製品の受注等につとめてまいります。

2017年11月に業務提携を締結した株式会社ヤマダ電機とのアライアンスを強化し、同社オリジナルのトイレ販売、同社の店舗内ショールームへの特徴ある洗面化粧台の展示展開、同社グループ企業との協業等により、ビジネスの拡大を目指して参ります。

国際事業におきましては、メインターゲットであるベトナム市場の事業拡大、また、周辺国であるミャンマー・バングラディッシュ・カンボジアなど他のアジア諸国へのトイレセット、温水洗浄便座、給水栓などの販路拡大により、売上拡充を図ってまいります。

徹底したコスト削減

2016年8月に実施しました香川事業所への開発・生産部門の移転・集約により、生産・物流・管理費のコスト削減を進めてまいります。

また海外(中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ)の豊富なネットワークを活用し、高品質で価格競争力のある調達網の強化「新規サプライヤーの開拓」に努め、仕入コストを削減させる活動を継続して参ります。

更にベトナム工場の本格稼働による価格競争力のある人工大理石の製品化にも努め、原価の削減を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと当該取組みについての取締役会の判断

大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した大規模買付ルール(以下「本ルール」といいます。)の継続を決定いたしました。

本ルールの合理性

ア 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しており、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)も遵守しております。

ウ 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、2020年2月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの継続についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを継続することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入、継続及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

オ 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、監査等委員である取締役を除く当社取締役の任期は1年とされているため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は24百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当社は、2019年8月30日に「中期経営計画2020～2022年」を公表いたしました。本中期経営計画に記載された以下の基本方針に基づいて業績の改善に努めて参ります。

～基本方針～

国内単体は売上よりも営業利益を重視、海外子会社は売上・営業利益の成長の核とする。

1. 国内単体の黒字化

- ・ 人員削減を含む、固定費の徹底した削減
 - ・ 低採算案件からの撤退
 - ・ 製品数、顧客数の絞り込みによる売上維持と利益拡大
2. 海外子会社の成長加速化
- ・ ベトナムを中心とした受注見込工事案件(約24億円)の確実な取り込み
 - ・ ミャンマー、バングラディッシュ等の代理店向け販売の拡大
 - ・ その他、中東湾岸諸国、ウガンダ等の新興マーケットへの進出
3. 機能・品質に関する技術の維持・向上
- ・ 海外子会社向け商品を中心とした新商品開発、商品の品質改善活動の継続
 - ・ 海外協力工場と連携したものづくりの強化
4. 計画策定、実績管理の強化
- ・ PDCAサイクルの実施強化

(5)継続企業の前提に関する重要事象等について

「1. 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、当社グループは第65期より営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。こうした状況のもと、当該事象を解消すべく、上記の「(4) 経営方針・経営戦略等」に記載した「中期経営計画2020～2022年」で定めた基本方針である⁸⁷固定費の徹底した削減、低採算案件からの撤退、製品数・顧客数の絞り込みによる売上維持と利益拡大、海外子会社の成長加速化を中心とした施策を講じて業績の改善に努めてまいります。

さらに、第3回新株予約権の発行による手元資金の充実により今後の運転資金は十分に確保できる見通しです。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるアサヒ衛陶株式会社第3回新株予約権を発行することを決議し、割当先との間で、2019年8月30日付で本新株予約権に係る引受契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,710,400	1,730,500	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	1,710,400	1,730,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	第3四半期会計期間 (2019年6月1日から 2019年8月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	50
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	5,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	712.3
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	3,598
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,164
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	216,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	926.6
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	202,109

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2019年6月1日～ 2019年8月31日(注 1)	5,000	1,710,400	1,799	1,504,305	1,799	101,054

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

- 第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、2019年8月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で第1回新株予約権1,166個、第2回新株予約権370個を取得し、同日付でその全てを消却しております。
- 2019年9月1日から2019年9月30日までの間に、第3回新株予約権の行使により発行済株式総数が20,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,319千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,705,300	17,053	-
単元未満株式	普通株式 3,100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,710,400	-	-
総株主の議決権	-	17,053	-

(注) 1. 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権の数2個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式2,014株のうち14株が含まれております。

【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アサヒ衛陶株式会社	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号	2,000	-	2,000	0.12
計	-	2,000	-	2,000	0.12

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、2,014株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年12月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、OAG監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	494,715	399,780
受取手形及び売掛金	499,598	446,667
商品及び製品	421,186	359,557
前渡金	24,680	39,216
その他	34,016	26,524
貸倒引当金	4,497	3,942
流動資産合計	1,469,701	1,267,804
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	88,277	86,559
構築物(純額)	3,335	2,926
工具、器具及び備品(純額)	-	10,747
土地	254,767	254,767
リース資産(純額)	-	7,700
建設仮勘定	-	4,270
有形固定資産合計	346,380	366,970
投資その他の資産		
投資有価証券	27,688	23,407
投資不動産(純額)	69,541	68,143
出資金	60	60
団体生命保険金	5,847	4,843
差入保証金	29,772	30,406
その他	3,861	3,220
投資その他の資産合計	136,772	130,080
固定資産合計	483,152	497,051
資産合計	1,952,853	1,764,855

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	63,715	64,086
1年内返済予定の長期借入金	291,036	309,510
未払金	77,684	75,455
未払費用	27,618	21,176
未払法人税等	23,730	9,628
賞与引当金	3,500	13,430
事業構造改善引当金	-	35,383
その他	41,187	38,595
流動負債合計	528,473	567,266
固定負債		
長期借入金	550,950	429,255
役員退職慰労引当金	24,814	23,356
株式給付引当金	30,514	-
退職給付に係る負債	43,319	45,941
預り営業保証金	28,096	27,618
繰延税金負債	5,187	3,060
その他	10,933	14,077
固定負債合計	693,814	543,310
負債合計	1,222,287	1,110,577
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,456,234	1,504,305
資本剰余金	52,983	101,054
利益剰余金	751,802	956,577
自己株式	41,669	1,905
株主資本合計	715,745	646,876
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,304	7,706
繰延ヘッジ損益	1,997	866
為替換算調整勘定	525	562
その他の包括利益累計額合計	12,776	7,401
新株予約権	2,043	-
純資産合計	730,565	654,278
負債純資産合計	1,952,853	1,764,855

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
売上高	2,242,293	1,840,670
売上原価	1,525,415	1,243,740
売上総利益	716,877	596,929
販売費及び一般管理費	812,676	735,878
営業損失()	95,798	138,949
営業外収益		
受取利息	6	13
受取配当金	544	635
仕入割引	3,929	2,788
雑収入	4,888	2,998
営業外収益合計	9,368	6,435
営業外費用		
支払利息	4,960	3,927
支払保証料	1,204	1,231
為替差損	271	4,726
売上割引	6,783	4,050
資金調達費用	5,186	13,429
雑支出	1,757	3,612
営業外費用合計	20,163	30,977
経常損失()	106,593	163,491
特別損失		
減損損失	167,130	-
事業構造改善引当金繰入額	-	35,383
特別損失合計	167,130	35,383
税金等調整前四半期純損失()	273,724	198,875
法人税等	24,614	5,900
四半期純損失()	298,338	204,775
親会社株主に帰属する四半期純損失()	298,338	204,775

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
四半期純損失()	298,338	204,775
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	380	3,598
繰延ヘッジ損益	1,923	2,864
為替換算調整勘定	307	1,088
その他の包括利益合計	2,611	5,374
四半期包括利益	295,726	210,149
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	295,726	210,149
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(法人税等の算定方法)

当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果になる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減したうえで、法定実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(財務制限条項)

当社が株式会社みずほ銀行より2018年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・2018年11月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借主の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。
- ・各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される経常損益が、2018年11月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

なお、前連結会計年度末において、株式会社みずほ銀行より2018年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金に付されている財務制限条項に抵触したものの、銀行より期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

また、当社が株式会社近畿大阪銀行(現 株式会社関西みらい銀行)より2018年3月19日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、適用利率の引き上げが行われます。

- ・原契約締結日以降に到来する債務者の毎事業年度末時点での計算書類又は報告書等に基づく単体の純有利子負債EBITDA倍率が、2期連続して10倍を超えない、もしくはマイナスの値とならないこと。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (2019年 8 月31日)
受取手形	- 千円	5,201千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)の償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
減価償却費	25,147千円	11,452千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)

当第3四半期連結累計期間において、新株予約権の行使により資本金が48,071千円、資本剰余金が48,070千円増加しております。これにより、当第3四半期連結会計期間末の資本金は1,504,305千円、資本剰余金は101,054千円となっております。

また、株式付与E S O P信託の終了により、従業員への株式の交付及び売却(46,200株)を実施し、これにより、自己株式が39,815千円減少しております。これにより、当第3四半期連結会計期間末の自己株式は1,905千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

当社グループは、住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)

当社グループは、住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり四半期純損失()	206円34銭	124円07銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	298,338	204,775
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失()(千円)	298,338	204,775
普通株式の期中平均株式数(株)	1,445,860	1,650,441
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数につき、その計算において控除する自己株式に、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を含めております(前第3四半期連結累計期間46,200株、当第3四半期連結累計期間3,373株)。
3. 当社は、2018年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるアサヒ衛陶株式会社第3回新株予約権を発行することを決議し、2019年9月17日に払込が完了して発行いたしました。

割当日	2019年9月17日
発行新株予約権数	7,366個
発行価額	2,320,290円(本新株予約権1個当たり315円)
当該発行による潜在株式数	736,600株(新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は300円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、736,600株です。なお、本新株予約権の上限行使価額はありませぬ。
調達資金の額	444,280,290円(注) (内訳) 新株予約権発行分 2,320,290円 新株予約権行使分 441,960,000円
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 600円 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下「修正日」といいます。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日(東京証券取引所で売買立会が行われる日(但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含まれます。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。)をいいます。)が修正日となります。)に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。本新株予約権の下限行使価額は300円であり、上限行使価額はありませぬ。
募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 投資事業有限責任組合インフレクション 号 4,806個 Inflexion Cayman, L.P. 1,936個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合84号 624個
譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先との間の本引受契約において以下の行使数量制限を定めています。 原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限します。具体的には、割当先が制限超過行使を行わないこと、割当先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当先による制限超過行使を行わせぬこと、当社は、割当先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。)との間で、当社と割当先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意しております。 なお、本引受契約において、他の割当先以外の者に対して、本新株予約権の譲渡する場合には、当社の取締役会による承認が必要であることについても合意しております。

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造改革資金 ・ 海外事業向け運転資金 ・ 海外事業向け新商品開発資金
その他	<p>当社は、割当先との間で、2019年8月30日付で、本新株予約権に係る引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結いたしました。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の取得条項に係る制限 ・ 新株予約権の取得請求 ・ ロックアップ・優先交渉権

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。調達資金の額から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額は432,280,290円となる予定です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月15日

アサヒ衛陶株式会社

取締役会 御中

O A G 監査法人

業務執行社員 公認会計士 今井 基喜 印

業務執行社員 公認会計士 横塚 大介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年12月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。